

プロポーザル審査基準

地域包括支援センター（以下「包括センター」という。）設置運営等業務プロポーザルに係る審査基準については、次のとおりとする。

【審査方法】

1. 提案者から提出された計画書等（プレゼンテーションによる補足説明等を含む）に基づき、下記1～3の項目について審査する。
2. 審査委員の審査の得点の合計を審査委員の人数で除して算出した点数（100点満点）が最も高かったものを最優先交渉権者とする。
3. 得点が整数でない場合は、小数第1位を四捨五入し整数とする。
4. 得点が最低基準点（50点）を下回る場合は交渉権者になることはできない。また、参加資格要件を満たしていない者は失格とする。

【審査内容及び配点】

審査内容	配点
1. 包括センター等設置運営実績	25
2. 包括センターの職員配置	20
3. 包括センター設置運営等業務実施方針（①～⑩）	(55)
① 包括センターの運営	10
② 第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）	5
③ 総合相談支援事業	5
④ 権利擁護事業	5
⑤ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	5
⑥ 地域ケア会議推進事業	5
⑦ 在宅医療・介護連携推進事業	5
⑧ 生活支援体制整備事業	5
⑨ 認知症総合支援事業	5
⑩ 指定介護予防支援	5
合計	100